

なければ、県の社会福祉協議会が設置しているところもご案内でき、3層的な構造になっています。

障がい者ふれあいセンターの指定管理について

田辺淳議員 ふれあいセンターの指定管理者選定にあたっては、仕様書が昨年10月策定され、その後、（社会福祉協議会による）申請を受け、審査したとのことでした。ところで、この仕様書にはモニタリングの実施について「自己評価を年2回実施し、結果を市に報告」すればよいことになっています。今後の福祉施設の運営においては、第三者的な評価は欠かせないはずですが、仕様書の変更も含めて、モニタリングについての踏み込んだ対応が必要ではありませんか？

福祉部長 モニタリングに関して、現状では仕様書でもご指摘のあったとおり年2回の実施、それを評価します。市が実地に向き、そのモニタリングの内容を確認していくという方法です。これはほかの現状の指定管理の施設と同

議会の詳細は会議録で

市議会の審議内容を詳しくお知りになりたい方は、市政情報コーナー（市役所3階）のほか、図書館または各公民館図書室で会議録をご覧ください。市ホームページからもご覧いただけます。

（今回の会議録は、4月上旬に公開を予定しています）

問／議会総務課 ☎463-0549



じ方法です。ただ、このモニタリングのほかに、市は指定管理者に対する監督、監査等ができることになっていますので、モニタリング等で問題が指摘され、または内部のモニタリングで報告の中で問題がなかったとしても、市がそれを確認する中で問題等があれば、当然、監督なり監査なりを行っていくということです。

カラスの被害を防ぐために

問／環境推進課 ☎463-1504

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間を威嚇することがあります。カラスによる被害を未然に防ぐため、以下の対策をとりましょう。

《カラスを寄せつけない、巣を作りにくくする》

①ごみの出し方に注意する

- ・収集日当日の午前8時30分までにごみを出す。
- ・生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫する。
- ・クリーンネット（資源リサイクル課で貸し出します）で、ごみがはみ出さないようにしっかり覆う。

②食料を与えない

- ・庭やベランダに置くペットの餌を取られないように注意する（隙を狙って、カラスが横取りします！）。

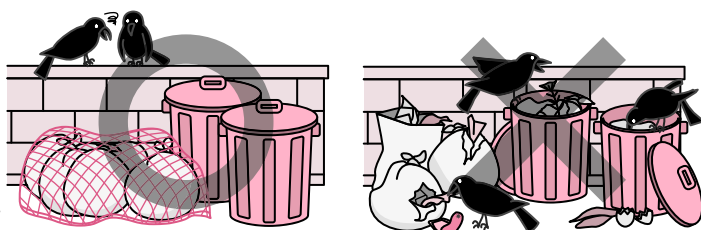
③巣材を与えない

- ・針金ハンガーは出しっぱなしにしない（鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります）。

④巣を作る場所をなくす

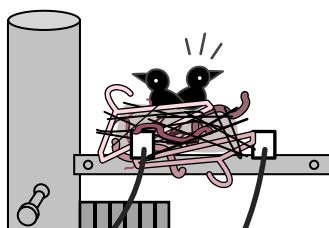
- ・庭木の二股、三股になっている枝木をせんていする。
- ・巣を見つけたら、卵を産む前に取り払う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。

※カラスに限らず、卵やひなのいる巣は、鳥獣保護法により保護されており、むやみに壊すことは禁止されています。



《子育て中のカラスには近づかない》

- ・子育て中のカラスは、卵やひな、巣立ったばかりの子を守るため、激しく威嚇することがあります。
- ・カラスが危険な行動を見せたら、近くに巣やひながいる可能性があります。刺激しないようにその場を離れましょう。
- ・やむをえず通る場合は、帽子や傘で頭を守りましょう。

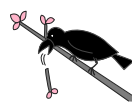


カラスの危険な行動

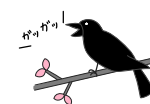
小 ≡ 危険度 ≡ 大



・鳴きながら旋回して威嚇をする



・枝や葉を落とす



・ガッガッとうめった声を出す